

二 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法にもとづく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

最終処分場 地下水 維持管理記録（埋立処分開始後）

調査地点名	地下水集排水末端	第1処分場 地下水 汲み上げポンプ	第2処分場 地下水 汲み上げポンプNo, 1	第2処分場 地下水 汲み上げポンプNo, 2	維持管理基準
地下水採取年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
水質検査の結果の得られた日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
カドミウム	(0.003mg/L以下)	(0.003mg/L以下)	(0.003mg/L以下)	(0.003mg/L以下)	0.003mg/L以下
全シアン	(検出されないこと)	(検出されないこと)	(検出されないこと)	(検出されないこと)	検出されないこと。
鉛	(0.01mg/L以下)	(0.01mg/L以下)	(0.01mg/L以下)	(0.01mg/L以下)	0.01mg/L以下
六価クロム	(0.05mg/L以下)	(0.05mg/L以下)	(0.05mg/L以下)	(0.05mg/L以下)	0.05mg/L以下
砒素	(0.01mg/L以下)	(0.01mg/L以下)	(0.01mg/L以下)	(0.01mg/L以下)	0.01mg/L以下
総水銀	(0.0005mg/L以下)	(0.0005mg/L以下)	(0.0005mg/L以下)	(0.0005mg/L以下)	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(検出されないこと)	(検出されないこと)	(検出されないこと)	(検出されないこと)	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	(検出されないこと)	(検出されないこと)	(検出されないこと)	(検出されないこと)	検出されないこと。
セレン	(0.01mg/L以下)	(0.01mg/L以下)	(0.01mg/L以下)	(0.01mg/L以下)	0.01mg/L以下
トリクロロエチレン	(0.01mg/L以下)	(0.01mg/L以下)	(0.01mg/L以下)	(0.01mg/L以下)	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(0.01mg/L以下)	(0.01mg/L以下)	(0.01mg/L以下)	(0.01mg/L以下)	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	(0.02mg/L以下)	(0.02mg/L以下)	(0.02mg/L以下)	(0.02mg/L以下)	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(0.002mg/L以下)	(0.002mg/L以下)	(0.002mg/L以下)	(0.002mg/L以下)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(0.004mg/L以下)	(0.004mg/L以下)	(0.004mg/L以下)	(0.004mg/L以下)	0.004mg/L以下

1,1-ジクロロエチレン	(0.1mg/L以下)	(0.1mg/L以下)	(0.1mg/L以下)	(0.1mg/L以下)	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	(0.04mg/L以下)	(0.04mg/L以下)	(0.04mg/L以下)	(0.04mg/L以下)	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(1mg/L以下)	(1mg/L以下)	(1mg/L以下)	(1mg/L以下)	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(0.006mg/L以下)	(0.006mg/L以下)	(0.006mg/L以下)	(0.006mg/L以下)	0.006mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(0.002mg/L以下)	(0.002mg/L以下)	(0.002mg/L以下)	(0.002mg/L以下)	0.002mg/L以下
ベンゼン	(0.01mg/L以下)	(0.01mg/L以下)	(0.01mg/L以下)	(0.01mg/L以下)	0.01mg/L以下
シマジン	(0.003mg/L以下)	(0.003mg/L以下)	(0.003mg/L以下)	(0.003mg/L以下)	0.003mg/L以下
チウラム	(0.006mg/L以下)	(0.006mg/L以下)	(0.006mg/L以下)	(0.006mg/L以下)	0.006mg/L以下
チオベンガルブ	(0.02mg/L以下)	(0.02mg/L以下)	(0.02mg/L以下)	(0.02mg/L以下)	0.02mg/L以下
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	(0.002mg/L以下)	(0.002mg/L以下)	(0.002mg/L以下)	(0.002mg/L以下)	0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン	(0.05mg/L以下)	(0.05mg/L以下)	(0.05mg/L以下)	(0.05mg/L以下)	0.05mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(10mg/L以下)	(10mg/L以下)	(10mg/L以下)	(10mg/L以下)	10mg/L以下
ふっ素	(0.8mg/L以下)	(0.8mg/L以下)	(0.8mg/L以下)	(0.8mg/L以下)	0.8mg/L以下
ほう素	(1mg/L以下)	(1mg/L以下)	(1mg/L以下)	(1mg/L以下)	1mg/L以下

最終処分場 処理水 維持管理記録（埋立処分開始後）

調査地点名	浸出水処理施設	維持管理基準
放流水採取年月日	令和 年 月 日	
水質検査の結果の得られた日	令和 年 月 日	
カドミウム及びその化合物	(0.1mg/L以下)	0.1mg/L以下
シアン化合物	(1mg/L以下)	1mg/L以下
鉛及びその化合物	(0.1mg/L以下)	0.1mg/L以下
六価クロム化合物	(0.5mg/L以下)	0.5mg/L以下
砒素及びその化合物	(0.1mg/L以下)	0.1mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(0.005mg/L以下)	0.005mg/L以下
アルキル水銀化合物	(検出されないこと)	検出されないこと。
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）	(1mg/L以下)	1mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル	(0.003mg/L以下)	0.003mg/L以下
セレン及びその化合物	(0.1mg/L以下)	0.1mg/L以下
トリクロロエチレン	(0.3mg/L以下)	0.3mg/L以下
テトラクロロエチレン	(0.1mg/L以下)	0.1mg/L以下
ジクロロメタン	(0.2mg/L以下)	0.2mg/L以下
四塩化炭素	(0.02mg/L以下)	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(0.04mg/L以下)	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(0.2mg/L以下)	0.2mg/L以下

シス-1, 2-ジクロロエチレン	(0. 4mg/L 以下)	0. 4mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	(3mg/L 以下)	3mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	(0. 06mg/L 以下)	0. 06mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	(0. 02mg/L 以下)	0. 02mg/L以下
ベンゼン	(0. 1mg/L 以下)	0. 1mg/L以下
シマジン	(0. 03mg/L 以下)	0. 03mg/L以下
チウラム	(0. 06mg/L 以下)	0. 06mg/L以下
チオベンガルブ	(0. 2mg/L 以下)	0. 2mg/L以下
フッ素及びその化合物	(15mg/L 以下)	15mg/L以下 (海域以外に排出)
水素イオン濃度 (pH)	(5. 8~8. 6)	5. 8以上8. 6以下 (海域以外に排出) 5. 0以上9. 0以下 (海域に排出)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	(10mg/L 以下)	10mg/L以下
化学的酸素要求量 (COD)	(20mg/L 以下)	20mg/L以下
浮遊物質 (SS)	(10mg/L 以下)	10mg/L以下
窒素含有量	(120mg/L 以下)	120mg/L以下 (日間平均60mg/L以下)
大腸菌群数	(3000個/㎖以下)	3, 000個/㎖以下 (日間平均)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	(5mg/L 以下)	5mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	(30mg/L 以下)	30mg/L以下
フェノール類含有量	(5mg/L 以下)	5mg/L以下
銅含有量	(3mg/L 以下)	3mg/L以下
亜鉛含有量	(2mg/L 以下)	2mg/L以下
溶解性鉄含有量	(10mg/L 以下)	10mg/L以下

溶解性マンガン含有量	(10mg/L以下)	10mg/L以下
クロム含有量	(2mg/L以下)	2mg/L以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(100mg/L以下)	1Lにつき、当分の間、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg/L以下
ほう素及びその化合物	(50mg/L以下)	50mg/L以下（海域以外に排出） 230mg/L以下（海域に排出）
燐含有量	(16mg/L以下)	16mg/L以下（日間平均8mg/L以下）
1,4-ジオキサン	(0.5mg/L以下)	0.5mg/L以下

備考

- 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

最終処分場 地下水 維持管理記録（埋立処分開始後）

調査地点名	地下水集排水末端	第1処分場 地下水	第2処分場 地下水	第2処分場 地下水	維持管理基準
		汲み上げポンプ	汲み上げポンプNo.1	汲み上げポンプNo.2	
地下水採取年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
水質検査の結果の得られた日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
ダイオキシン類（地下水）	pg-TEQ/L (1pg-TEQ/L以下)	pg-TEQ/L (1pg-TEQ/L以下)	pg-TEQ/L (1pg-TEQ/L以下)	pg-TEQ/L (1pg-TEQ/L以下)	1pg-TEQ/L以下

最終処分場 地下水 維持管理記録（埋立処分開始後）

令和6年度	調査地点名		地下水集排水末端		第1処分場 地下水 汲み上げポンプ		第2処分場 地下水 汲み上げポンプNo, 1		第2処分場 地下水 汲み上げポンプNo, 2	
			電気伝導率 (mS/m)	塩素イオン (mg/L)	電気伝導率 (mS/m)	塩素イオン (mg/L)	電気伝導率 (mS/m)	塩素イオン (mg/L)	電気伝導率 (mS/m)	塩素イオン (mg/L)
4月	採取月日	4月15日	11.9	6	N/A (試料無し)	N/A (試料無し)	N/A (試料無し)	N/A (試料無し)	N/A (試料無し)	N/A (試料無し)
	検査結果月日	4月23日								
5月	採取月日	月 日								
	検査結果月日	月 日								
6月	採取月日	月 日								
	検査結果月日	月 日								
7月	採取月日	月 日								
	検査結果月日	月 日								
8月	採取月日	月 日								
	検査結果月日	月 日								
9月	採取月日	月 日								
	検査結果月日	月 日								
10月	採取月日	月 日								
	検査結果月日	月 日								
11月	採取月日	月 日								
	検査結果月日	月 日								
12月	採取月日	月 日								
	検査結果月日	月 日								
1月	採取月日	月 日								
	検査結果月日	月 日								
2月	採取月日	月 日								
	検査結果月日	月 日								
3月	採取月日	月 日								
	検査結果月日	月 日								

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの能動を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

※分析結果中のN/Aは、分析に必要な地下水が採取できない（渴水状態）ため、該当データ無しとする。

最終処分場 処理水 維持管理記録（埋立処分開始後）

期日 令和6年度	水質検査に係る放流水 を採取した場所	水質検査に係る放流水 を採取した年月日	水質検査の結果の 得られた日	水質検査の結果				
				水素イオン 濃度 (pH)	浮遊物質 量 (mg/L)	化学的酸素 要求量 (mg/L)	生物化学的 酸素要求量 (mg/L)	窒素含有量 (mg/L)
4月	浸出水処理設備	4 月 15 日	4 月 23 日	8.0	検出せず	1	検出せず	1.6
5月	浸出水処理設備	月 日	月 日					
6月	浸出水処理設備	月 日	月 日					
7月	浸出水処理設備	月 日	月 日					
8月	浸出水処理設備	月 日	月 日					
9月	浸出水処理設備	月 日	月 日					
10月	浸出水処理設備	月 日	月 日					
11月	浸出水処理設備	月 日	月 日					
12月	浸出水処理設備	月 日	月 日					
1月	浸出水処理設備	月 日	月 日					
2月	浸出水処理設備	月 日	月 日					
3月	浸出水処理設備	月 日	月 日					

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

ホ 最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項

項目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合。			

へ 最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項

項目	浸出水処理設備の機能の状態																														
令和6年度	点検を行った年月日、結果																														
日 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
4月	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○					○
5月																															
6月																															
7月																															
8月																															
9月																															
10月																															
11月																															
12月																															
1月																															
2月																															
3月																															

浸出水処理設備の機能に異常が認められた場合	
措置を講じた年月日	講じた措置の内容

ト 最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果（1回／年）

項目	測定を行った年月日	本年測定実績	埋立総容量	埋立残余容量
残余の埋立容量の測定	令和 年 月 日	m ³	68,000 m ³	m ³